

コリンズ（工事实績情報システム）への登録について

銚子市では、請負金額が500万円以上（税込）の建設工事を請け負った建設業者に対し、コリンズ（CORINS）への登録を義務付けています。

1 コリンズ（工事实績情報システム）とは

コリンズとは、公共工事に関する建設実績情報（請負内容に関する事項、具体的な内容に関する事項、配置技術者に関する事項等をいう。）について、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が収集、保管、提供等を行い、データベース化して、発注機関および受注企業へ情報提供しているシステムです。発注機関は、公共工事の入札・契約手続きの透明性、公平性、競争性を一層向上させるためコリンズを活用しています。

2 登録対象工事及び登録内容・登録時期

(1) 登録対象工事

請負金額が500万円以上（税込）の建設工事

(2) 登録内容・登録時期

①受注登録（工事を新規に受注した際の登録）

契約締結後、10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に工事实績の受注登録をしてください。

②竣工登録（工事が竣工した際の登録）

工事完成后、10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に工事实績の竣工登録をしてください。

③変更登録（工期変更・技術者配置変更の際の登録）

変更後（変更契約を締結した場合にあっては、変更契約締結日後）、10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に工事实績の変更登録をしてください。

3 登録方法

上記2に掲げる登録対象工事を請け負ったときは、それぞれ受注、竣工及び変更の登録時に、コリンズに基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上で、コリンズ登録申請を行ってください。

また、登録後「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出して下さい。

4 その他

- (1) 当初の請負金額が500万円未満であった工事が、契約変更により500万円以上となった場合は、受注登録を行ってください。
- (2) 旧コリズでは、請負金額2,500万円以上で登録した後に2,500万円未満に減額変更になった場合は、削除・再登録の必要がありましたが、現コリズでは、請負金額2,500万円を境目にした特別なルールはありませので、請負金額が2,500万円をまたいでも削除手続きは必要ありません。その場合は、請負金額の変更登録などを行ってください。

一般財団法人 日本建設情報総合センター (J A C I C)

<http://ct.jaic.or.jp/index.html>

問い合わせ電話番号 ●受付時間 平日9:00~17:00

コリズ (工事) ☎03-3505-0463